

(名 称)

第1条 この会は、しまね子育て子育て支援ネットワークつながるネ！ットと称する。

(組 織)

第2条 この会は、本会の趣旨に賛同する団体・個人をもって組織する。

(目 的)

第3条 この会は、子育て子育て支援に取り組む非営利の市民団体と個人のネットワークであり、参画団体等の交流・情報交換・研修・連携・協働を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 活動交流
- 2 研修
- 3 情報発信
- 4 その他必要な事業

(会 員)

第5条 入会を希望する団体・個人は、世話人会に参加届けを提出する。退会を希望する場合も世話人会に連絡し退会できるものとする。この会の会員は、次の2種とする

- 1 団体会員
- 2 個人会員

(会 議)

第6条 この会は、年1回総会を開催し、次に掲げる事項に関し協議する。

- 1 事業の計画の決定・報告の承認に関すること
- 2 予算の決定・決算の承認に関すること
- 3 世話人の選出
- 4 その他必要な事項

(世話人)

第7条 この会に次の世話人を置き、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。代表1名、東部・西部担当各1～2名、事務局1名を選任する。

(事務局)

第8条 この会の事務局は、島根県松江市中原町71番地に置き、事務を処理する。

(会の経費)

第9条

- 1 この会の会計は、会費及び寄付金をもって当てる。
- 2 会費は、年額300円とする
- 3 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(その他)

第10条 その他必要な事項については、そのつど協議する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年9月17日から施行する。
- 1 この会則の変更は東西部総会後の 令和2年6月29日から施行する